

あなたの善意をSDGs達成に貢献する活動につなげていただけませんか？



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。

最近では、2016年に設立したフードバンクおおいたを通して、新型コロナ禍等の影響を受けて生活に困っている人たちや子ども食堂に食料品をお届けしています。

また、子ども食堂の設立・運営のお手伝いや、近年特に頻発している大規模災害への対応などに力を入れています。

本会では、賛助会員制度を設け、広く企業・団体・個人のみなさまにご加入いただき、その会費を福祉活動に役立たせておりますので、趣旨をご理解いただき、賛助会員としてご支援、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<年会費>

個人会員一口..... 3,000円

団体・法人会員一口..... 10,000円 ※ご意思により何口でも結構です。

\*\*\*\*\*  
賛助会費は、所得税法第78条第2項及び法人税法第37条に規定する寄附金として、当法人の主たる目的である業務に関連するものです。  
\*\*\*\*\*

子ども食堂の推進



フードバンクの運営



災害時の迅速な対応



コロナ禍で困窮する方々への支援



🌀 賛助会員の皆様には、活動報告として定期的に会報(機関誌)をお届けします。  
🌀 また「社を上げて何か社会貢献の取組みを実施したい」等のお考えがある企業様等は、私どもと一緒に検討させていただきますので、ご相談いただければと思います。



ご不明な点はお気軽にお問合せください。

**097-558-0300**

お申込は裏面をFAX等でお送りください。

FAX

**097-558-1635**

社会福祉法人

大分県社会福祉協議会

総務・企画情報部 衛藤

大分市大津町2-1-41

<https://www.oitakensyakyo.jp/>



※本票のみ F A X 送信して下さい (別途送信票等は不要です)

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 総務・企画情報部 行  
FAX:097(558)1635

## 大分県社会福祉協議会 賛助会員 入会申込書

### 賛助会員情報

申込日 年 月 日

企業・団体名 (個人の場合は氏名)	
所在地 (個人の場合は住所)	〒
電話番号	( )
ご担当者氏名 ※企業・団体のみ	

### 賛助会費の請求書について

請求書	必要	不要
必要な場合	請求金額	口分 円
領収書	必要	不要
請求書等の送付先 (上記所在地と異なる場合のみ)		

### ホームページ等への掲載について

大分県社協のホームページ及び広報誌等への企業・団体名または氏名の掲載 (どちらかに○をつけてください。記入がない場合は、記載できませんのでご了承ください。)	可	不可
掲載する場合の企業・団体名 (上記企業・団体名と異なる略称等を希望する場合)		
ホームページのリンクを希望する場合 リンク先 URL		
特別価格で受講できる 経営支援セミナーの案内送付	希望する	希望しない

※賛助会費は、所得税法第78条第2項及び法人税法第37条に規定する寄附金として、当法人の主たる目的である業務に関連するものです。控除を受けるための領収書が必要な方はお申し出ください。

※但し、経営支援セミナーの特別価格での受講などの特典を活用される場合、『対価性がある』とみなされ、寄附金と認められず、税法上の優遇措置が受けられなくなる可能性がございます。お悩みの場合は一度ご相談ください。

反社会的勢力でないことの 表明・確約	本会は、反社会的勢力からの寄附、賛助会費等は受け付けておりません。 反社会的勢力でないことの表明・確約を下記によりお願いいたします。  私は、反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。 年 月 日 / 氏名・団体名  ※ 反社会的勢力とは①暴力団②暴力団員③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥特殊知能暴力集団等⑦その他前号に準ずるものなど暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
-----------------------	---